2021 年 3 月 25 日

厚生労働大臣 田村憲久 様

# 非正規労働者の自殺を防ぎ、命を守るため、休業支援金の申請期限の延長を求める要望書

会派　厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ継続している中、連日、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

本来であれば、コロナ禍において休業手当が支払われていない労働者に対して休業支援金が支払われなければなりません。しかし、休業支援金については、当初の制度設計に問題があり、多くの労働者が対象外とされたこと、その後修正や対象拡大が行われたものの、十分な周知が行われていないことから、休業支援金を受給できるはずの非正規雇用労働者の多くが受給できていません。野村総合研究所の今年 2 月の調査結果では、「実質的失業者」の約 5 割が休業支援金を知らなかったと回答しています。

コロナ禍がもたらした雇用への影響に加え、こうした政府の対応の問題によって、多くの非正規雇用労働者、とりわけ女性が生活困窮状態に陥っています。完全失業者数の増加後に約 2 カ月経って自殺者が増加しているとの指摘もあります。これらの自殺者の中には、休業支援金の対象であった非正規労働者も含まれていると推測され、もし休業支援金が支給されていたら、自殺者を減らすことができたかもしれません。仮に、昨年４月から 12 月の休業の申請が今年 3 月末で締切られた場合、救える命を見捨てることになりかねません。締切を延長すれば、休業支援金により、命を救われる方が少なからずおられると確信しています。本来、休業支援金の対象である方が、休業支援金を支給されずに、自殺されることがあってはなりません。

また、大企業の非正規労働者の昨年分の申請締切である今年７月末に中小企業の締切も合わせるべきであると考えます。

私たちは、非正規労働者の自殺を防ぎ、命を救うため、「非正規労働者の命綱」である休業支援金の申請締切を今年 7 月末まで延長して頂くよう、改めて強く要望します。

以上